

令和5年4月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月25日(火) 午後3時00分～午後4時40分

2. 開催場所 三芳町役場 201 会議室

3. 出席委員 12人

会長	鈴木 浩
会長職務代理	島田 正
委員	松本 薫
	武田 直章
	抜井 俊
	瀬島 吉明
	塩野 智恵
	山田 剛
	古寺 貞雄
	早川 忠男
	松本 英雄
	鈴木 浩之

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第93号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件

議案第94号 農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する決定の件

議案第95号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件

報告第86号 農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)

報告第87号 2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)

報告第88号 農地法第18条の規定による合意解約通知書受理の件(報告)

報告第89号 農用地利用配分計画の認可の件(報告)

報告第90号 道路拡幅事業に伴う令和4年度農地買収の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦 康晴 事務局次長 小林 豊明 主 幹 江田 直也
主 事 三浦 涼太 主 事 清水 大輝 主 事 補 森下 由理

6. 会議の概要

会長

それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。

本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に、抜井俊委員、武田直章委員を選任します。

本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の清水主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局

説明いたします。

議案第93号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件、別紙のとおり

議案第94号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件、別紙のとおり

議案第95号、1、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件、別紙のとおり

報告第86号、1、農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)、別紙のとおり

報告第87号、1、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)、別紙のとおり

報告第88号、1、農地法第18条の規定による合意解約通知書受理の件(報告)、別紙のとおり

報告第89号、1、農用地利用配分計画の認可の件(報告)、別紙のとおり

報告第90号、1、道路拡幅事業に伴う令和4年度農地買収の件(報告)、別紙のとおり

令和5年4月25日提出

三芳町農業委員会

会長 鈴木 浩

以上でございます。

会長

議案第93号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。

1ページをご覧ください。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇の1筆となります。

所在につきましては、2ページから3ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振地域となります。

面積は1,477㎡であり、権利が賃借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和5年5月1日から令和5年12月31日までの8ヶ月間となります。

なお、新規の利用権設定となります。

次に申請書に基づいて借人についてご説明します。

機械は、耕耘機5台、軽トラック1台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め2名となっています。主たる経営作物は、ジャガイモ、ネギ、里芋、トマト、ナス、トウモロコシ、ピーマンとなります。

農作業従事日数については、申請者は200日で他に1名が満たしています。

事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

2番委員

農機具は、テラーが5台あります。また申請者の母親も一緒に畑を一生懸命にやられていて、農業の従事日数は300日と聞いておりますので問題無いと思われます。審議をお願いいたします。

会長

何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので、決定とします。

議案第94号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。

4ページをご覧ください。

議案第94号番号1は、農地法第3条の規定による許可申請の件となります。

番号1につきましては、権利が所有権の移転となっております。

所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。

所在につきましては、5ページから6ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。

面積は1,133㎡となっております。

譲渡人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

となっております。

譲渡人の経営面積は1,646㎡、

譲受人の経営面積は2,740㎡

となります。

申請事由は有償による所有権移転となっております。

続いて許可要件について説明いたします。

まず、農地を全て効率的に利用しなければならない、

という全部効率利用要件について、〇〇〇〇は、トラクター5台などを所有しており、農業を営む環境にあると申請書より判断しております。

労働力は、申請者を含め2名と記載されております。

主たる経営作物は、ナス、トマト、きゅうり、白菜、大根となっております。

また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書によりますと2名満たしております。

事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

2番委員

譲受人の〇〇〇〇については先ほどと同様のため、問題無いと思われま
す。審議をお願いいたします。

会長

何か意見ございませんか。

9番委員

農機具はトラクターとのことでしたが、テラーという認識でよろしいでしょうか。

事務局

小さいトラクターです。申請上トラクターとなっていたため、このような表現をさせて
頂きました。

9番委員

わかりました。

会長

他に何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので、決定とします。

議案第95号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。

7 ページをご覧ください。

議案第95号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件となります。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の3筆となっております。

所在につきましては、8 ページの案内図、9 ページから11 ページの公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。

面積は上から2,780㎡、2,145㎡、1,712㎡の合計6,637㎡となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

となっております。

納税猶予区分は、相続税で、相続開始年月日は令和4年7月4日となっております。

被相続人は、亡くなる日まで農業を営んでおり、相続人は、引き続き農業経営を行っていくことを確認しており、申請書や台帳、現地確認の結果、要件を満たしていると考えます。事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

4番委員

今回申請のありました農地の持分2分の1は被相続人〇〇〇〇の夫の〇〇〇〇〇が所有しております。2分の1を有している〇〇〇〇〇は、高齢にも関わらず精力的に農業に携わっております。また相続人についても休日等は農業に従事していると報告を受けています。よって畑の管理については問題が無いものと考えますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

会長

何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、適格者とします。

議案第95号番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。

12 ページをご覧ください。

番号2につきましては、

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、

同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の11筆となっております。

所在につきましては、13ページの案内図、14ページから24ページの公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。

面積は上から、2,286㎡、2,317㎡、1,116㎡、2,328㎡、1,068㎡、1,606㎡、2,140㎡、2,173㎡、1,573㎡、1,593㎡、1,000㎡の合計19,200㎡となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

納税猶予区分は、相続税で、相続開始年月日は令和4年7月4日となっております。

被相続人は、亡くなる日まで農業を営んでおり、相続人は、引き続き農業経営を行っていくことを確認しており、申請書や台帳、現地確認の結果、要件を満たしていると考えます。事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

4番委員

この件につきましても、今回申請のありました農地の2分の1は〇〇〇〇が所有されています。また〇〇〇〇につきましては被相続人〇〇〇〇の孫に当たる方で養子縁組を受けていると報告を受けております。よって相続人という立場になっております。現地を確認させて頂きましたところ、さつまいもの作付けの準備が着々と進んでおり、一部においてはマルチングの準備ができておりました。また、本人も非常に営農意識が高く、引き続き熱心に農業に取り組んでいくものと思われれます。ご審議のほどお願い致します。

会長

何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、適格者とします。

これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。

事務局

25ページをご覧ください。

報告第86号番号1は、農地法第3条の3の規定による相続等による権利移転届出書受理の件となっております。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計4筆となっております。

所在につきましては、26ページから29ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となります。

面積が上から2,780㎡、2,145㎡、1,140㎡、1,712㎡の計7,777㎡となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、
あっせんの希望はなしで受理済みです。

30ページをご覧ください。

番号2につきましては、

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計11筆となっております。

所在につきましては、31ページから42ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となります。

面積は上から、2,286㎡、2,317㎡、1,116㎡、2,328㎡、1,068㎡、1,606㎡、2,140㎡、2,173㎡、1,573㎡、1,593㎡、1,000㎡の合計19,200㎡となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、
あっせんの希望はなしで受理済みです。

43ページをご覧ください。

番号3につきましては、

所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。

所在につきましては、44ページから45ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となります。

面積は173㎡となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、
あっせんの希望はありで受理済みです。

46ページをご覧ください。

報告第87号番号1は、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件となっております。

これは、耕作を行う者が、その事業のため、農機具置場・倉庫などの農業用施設を設置するにあたり、施設に必要な敷地面積が2アール未満である場合は、届け出を行うことで設置することができます。

また今回の報告案件については、農業委員会にて現地確認をした際に当該農業用施設があり2a未満の届出提出を指導して提出頂いた次第であります。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計3筆で、面積は上から1,130㎡のうち39.00㎡、1,130㎡のうち8.75㎡、1,130㎡のうち4.20㎡の計51.95㎡となっております。

所在等につきましては、47ページから51ページまでの案内図、公図の写し、配置図、立面図・平面図をご覧ください。

届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、農機具駐車場及び農業用小屋として受理済みです。

番号2につきましては、

所在が〇〇〇〇の計1筆で、面積は359㎡のうち12㎡の計12㎡となっております。

所在等につきましては、52ページから55ページまでの案内図、公図の写し、配置図、立面図・平面図をご覧ください。

届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、農業用小屋として受理済みです。

番号3につきましては、

所在が〇〇〇〇の計1筆で、面積は1,251㎡のうち9.25㎡となっております。

所在等につきましては、56ページから59ページまでの案内図、公図の写し、配置図、立面図・平面図をご覧ください。

届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、農業用小屋として受理済みです。

続いて報告第88号についてご報告いたします。

60ページをご覧ください。

報告第88号は、農地法第18条の規定による合意解約通知書受理の件です。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計4筆となっております。

所在につきましては、61ページの案内図、62ページから64ページの公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。

面積が上から2,780㎡、2,145㎡、1,140㎡、1,712㎡の計7,777㎡となっております。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。

解約申入日、解約成立日が令和4年7月20日、

解約引渡日が令和5年3月2日

解約通知日が令和5年4月5日

となっており、
解約事由は合意解約で受理済みです。

続いて報告第89号についてご報告いたします。
65ページをご覧ください。

報告第89号は、農用地利用配分計画の認可の件となっております。
この案件は、令和5年1月の総会にて農地中間管理機構を通しての貸し借りをを行う
件で審議をいただき、決定をいただきました。その後、農地中間管理機構から借
り受ける方が決定し、県から認可の上、公告がなされたことについて、農業委員会
あてに通知がありましたのでこの場でご報告するものです。

番号1につきましては、
権利が使用貸借権の設定となっております。
所在につきましては、66ページから72ページまでの案内図、公図の写しをご覧
ください。

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計4筆で面積が
上から1,429㎡、970㎡、2,667㎡、2,168㎡、の計7,234㎡で登記簿地目、現
況地目ともに畑です。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、
令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間となります。

なお、公告日は令和5年3月29日となっております。

番号2につきましては、
権利が賃借権の設定となっております。
所在につきましては、73ページ、74ページの案内図、公図の写しをご覧くださ
い。

所在が〇〇〇〇の1筆で面積が1,108㎡で登記簿地目、現況地目ともに畑です。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、
令和5年4月1日から令和11年3月31日までの6年間となります。

なお、公告日は令和5年3月29日となっております。

以上です。

それでは報告第90号についてご報告いたします。

75ページをご覧ください。

報告第90号は、道路拡幅事業に伴う令和4年度農地の買収についてです。

番号1から番号9につきましては、三芳町が買収を行ったものです。

所在につきましては、案内図と用地実測図を76ページ～88ページに添付してお
りますのでご覧ください。

番号1につきましては、

買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が2,833㎡で、そのうち買収面積が12

2.88㎡、〇〇〇〇、〇〇〇〇より買収しております。

番号2につきましては、

買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が2,765㎡で、そのうち買収面積が54.2㎡、〇〇〇〇、〇〇〇〇より買収しております。

番号3につきましては、

1筆目の買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が5,581㎡で、そのうち買収面積が254.04㎡、〇〇〇〇、〇〇〇〇より買収しております。

2筆目の買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が4,412㎡で、そのうち買収面積が84.5㎡、〇〇〇〇、〇〇〇〇より買収しております。

ます。

番号4につきましては、買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が5,082㎡で、そのうち買収面積が88.25㎡、〇〇〇〇、〇〇〇〇より買収しております。

番号5につきましては、1筆目の買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が1,079㎡で、そのうち買収面積が145.6㎡、〇〇〇〇、〇〇〇〇より買収しております。

2筆目の買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が1,423㎡で、そのうち買収面積が58.81㎡、〇〇〇〇、〇〇〇〇より買収しております。

3筆目の買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が1,958㎡で、そのうち買収面積が52.76㎡、〇〇〇〇、〇〇〇〇より買収しております。

4筆目の買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が1,031㎡で、そのうち買収面積が50.67㎡、〇〇〇〇、〇〇〇〇より買収しております。

5筆目の買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が6,237㎡で、そのうち買収面積が187.53㎡、〇〇〇〇、〇〇〇〇より買収しております。

番号6につきましては、1筆目の買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が43㎡で、そのうち買収面積が32.04㎡、〇〇〇〇、〇〇〇〇より買収しております。

2筆目の買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が57㎡で、そのうち買収面積が42.46㎡、〇〇〇〇、〇〇〇〇より買収しております。

番号7につきましては、1筆目の買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が1,370㎡で、そのうち買収面積が120.45㎡、〇〇〇〇、〇〇〇〇より買収しております。

2筆目の買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が61㎡で、そのうち買収面積が62.17㎡、〇〇〇〇、〇〇〇〇より買収しております。

番号8につきましては、買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が5,120㎡で、そのうち買収面積が136.33㎡、〇〇〇〇、〇〇〇〇より買収しております。

番号9につきましては、1筆目の買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が34㎡で、そのうち買収面積が34.58㎡、〇〇〇〇、〇〇〇〇より買収しております。

2筆目の買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が76㎡で、そのうち買収面積が76.34㎡、〇〇〇〇、〇〇〇〇より買収しております。

3筆目の買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が56㎡で、そのうち買収面積が56.87㎡、〇〇〇〇、〇〇〇〇より買収しております。

4筆目の買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が2,596㎡で、そのうち買収面積が101.56㎡、〇〇〇〇、〇〇〇〇より買収しております。

5筆目の買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が2,351㎡で、そのうち買収面

積が168.85㎡、〇〇〇〇、〇〇〇〇より買収しております。
事務局からは以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。
最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和 5 年 5 月 25 日

議長 鈴木 浩

署名委員 抜井 俊

署名委員 武田 直章